

海上自衛隊呉地方総監部と関西電力株式会社、中国電力株式会社及び
四国電力株式会社の連携に関する協定



海上自衛隊
呉地方総監部



関西電力



中国電力



四国電力株式会社

平成26年7月9日
海上自衛隊呉地方総監部
関西電力株式会社
中国電力株式会社
四国電力株式会社

1 協定概要

(1) 協定の名称

「海上自衛隊呉地方総監部と関西電力株式会社の連携に関する協定」

「海上自衛隊呉地方総監部と中国電力株式会社の連携に関する協定」

「海上自衛隊呉地方総監部と四国電力株式会社の連携に関する協定」

(2) 協定締結者

ア 海上自衛隊 呉地方総監 海将 三 木 伸 介

イ 関西電力株式会社 取締役社長 八 木 誠

ウ 中国電力株式会社 取締役社長 苅 田 知 英

エ 四国電力株式会社 取締役社長 千 葉 昭

(3) 目 的

平素から連携を図り、各種災害発生時の相互協力を円滑に行うことを目的とする。

(4) 協定内容の概要

ア 被害情報等の共有

イ 相互協力(自ら行う業務に支障のない範囲で実施)

(ア) 海上自衛隊呉地方総監部 → 関西電力・中国電力・四国電力

a 災害復旧に必要な資機材及び人員の輸送

b 前項に必要な輸送手段等の調整

(イ) 関西電力・中国電力・四国電力 → 海上自衛隊呉地方総監部

a 救援活動に必要な、基地施設及び活動拠点等への電源供給

b 救援活動に必要な施設、敷地及び通信回線の提供

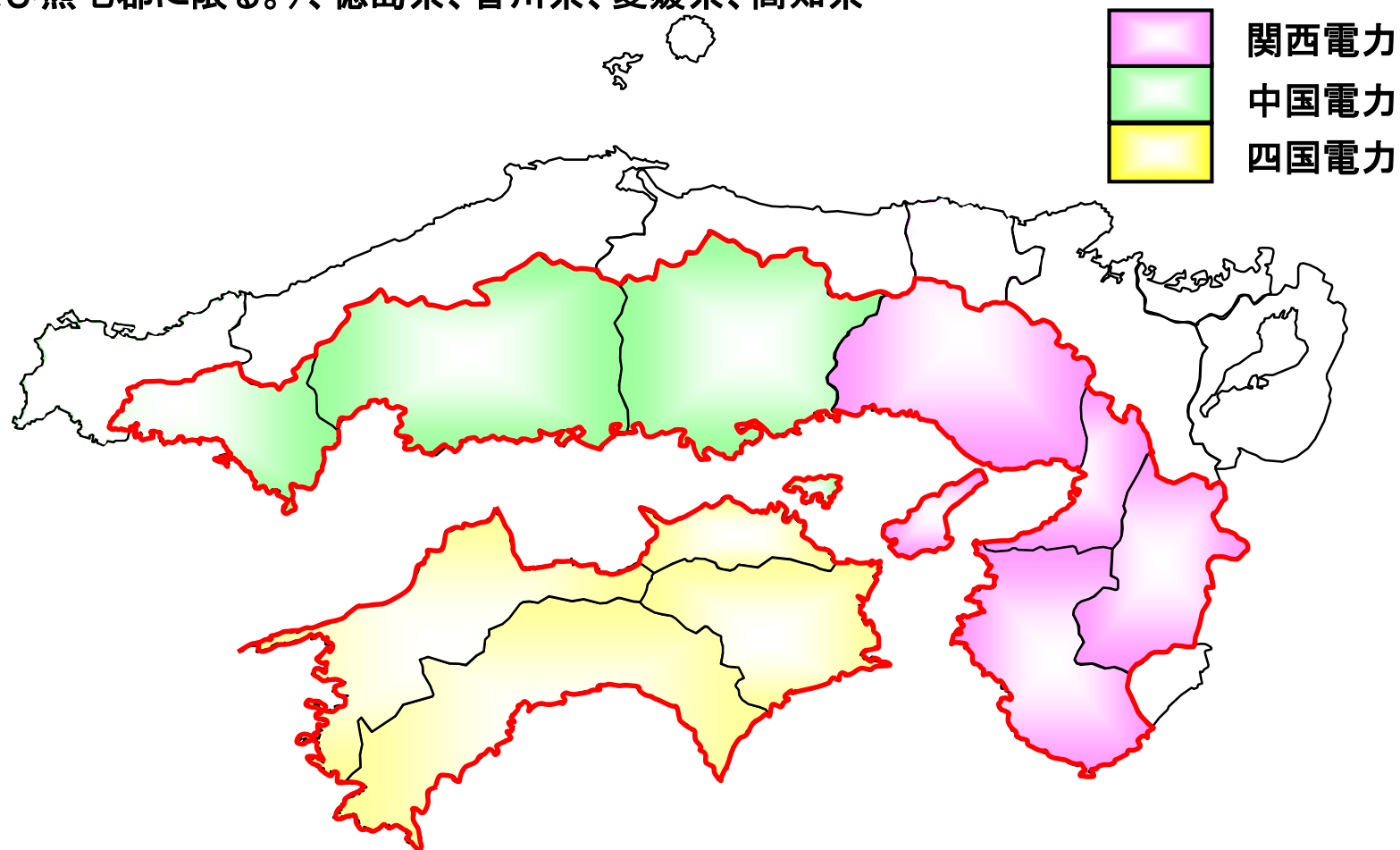
c 地誌資料(復旧作業を行う上で必要となる資料等)の提供

ウ 定期的な会議及び各種訓練の実施(各関係機関との共同訓練を含む。)

2 協定範囲

○ 協定の対象範囲

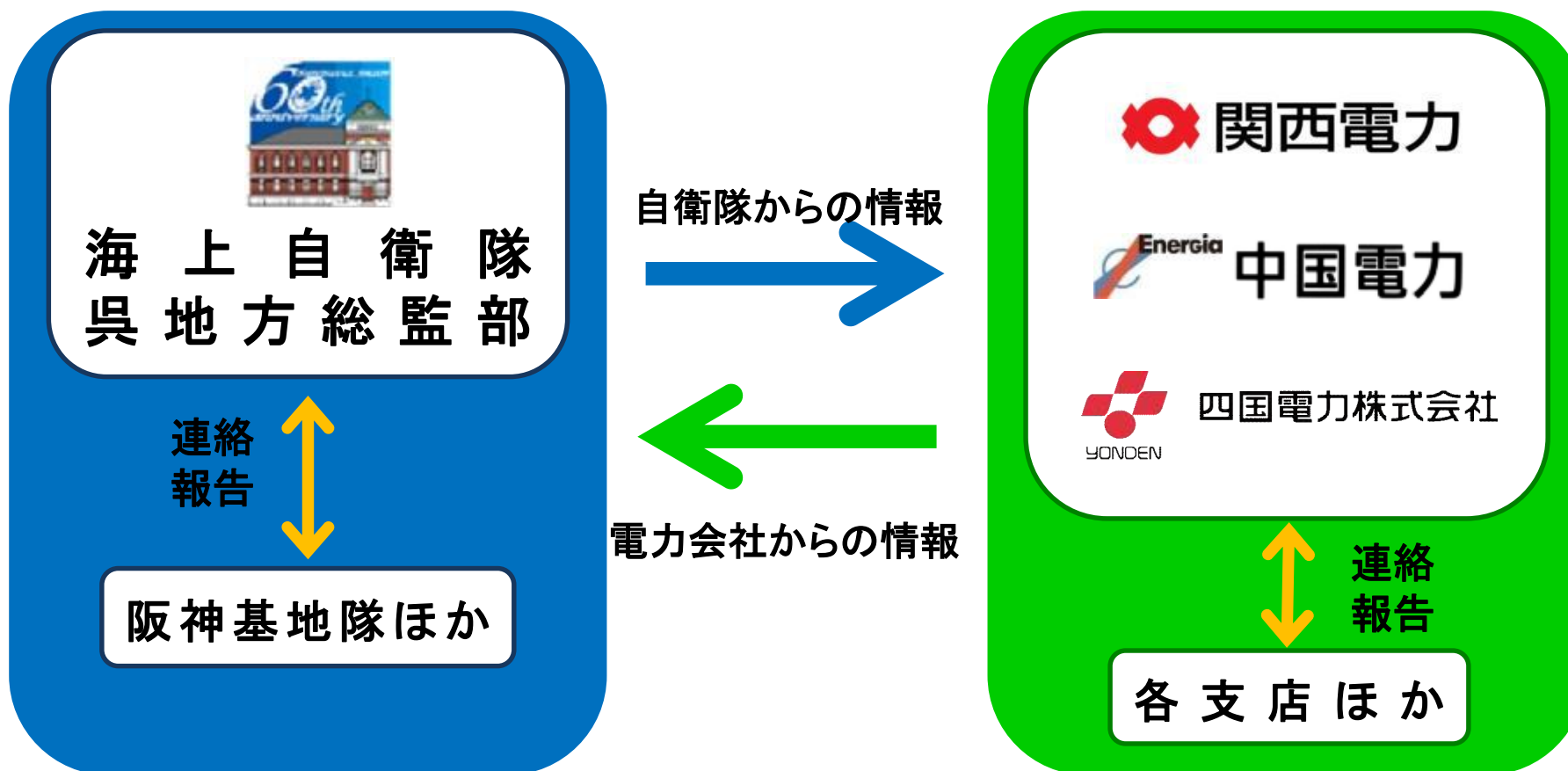
大阪府、兵庫県（豊岡市及び美方郡を除く。）、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県（山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡に限る。）、徳島県、香川県、愛媛県、高知県



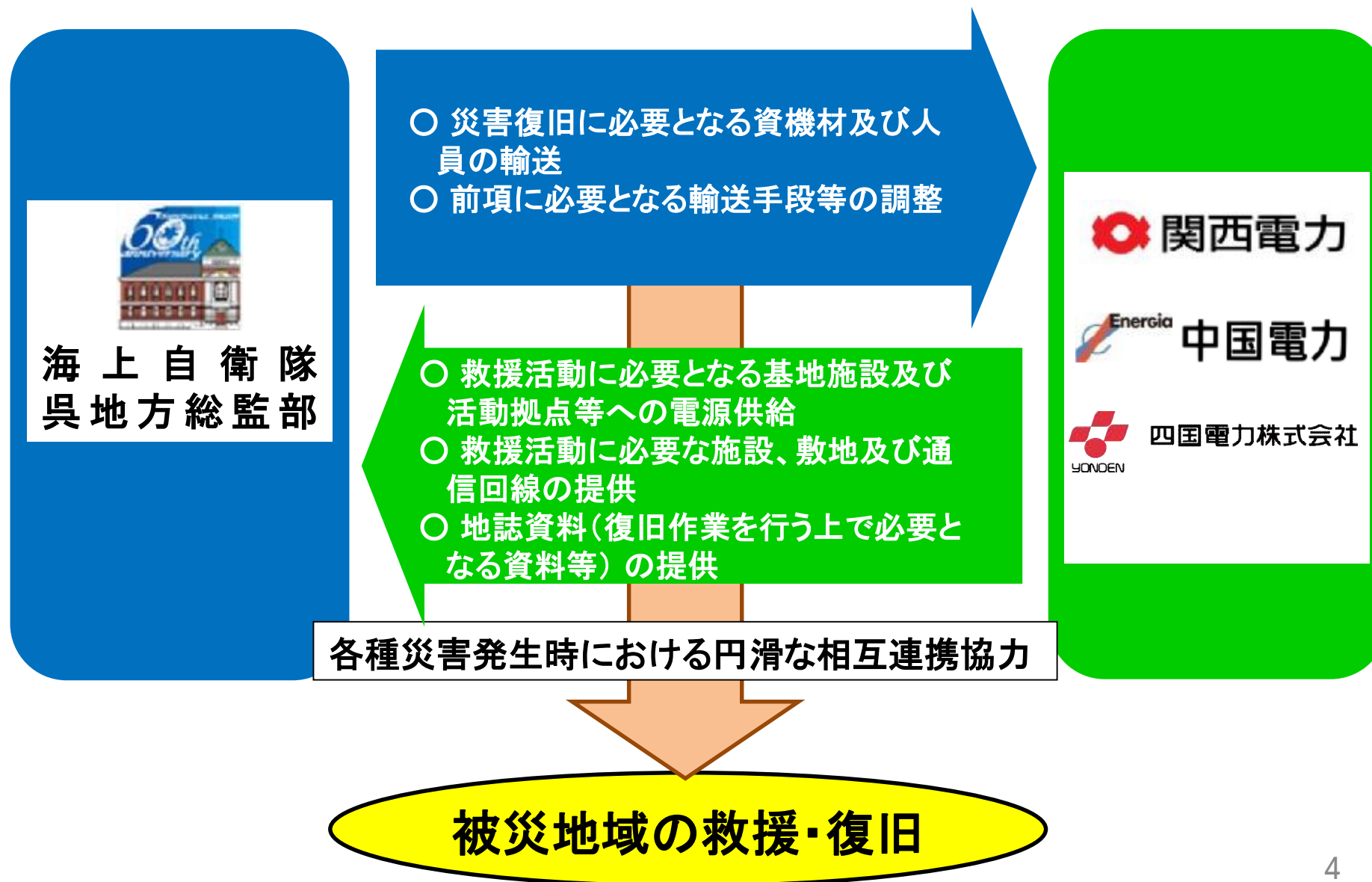
3 被害情報等の共有

○ 災害時の連絡態勢の確立と被害情報等の共有

各種災害発生時に十分な情報を共有し得る連絡態勢を確立し、相互に協力して被害情報をはじめとする、救援・復旧活動に必要な情報を共有

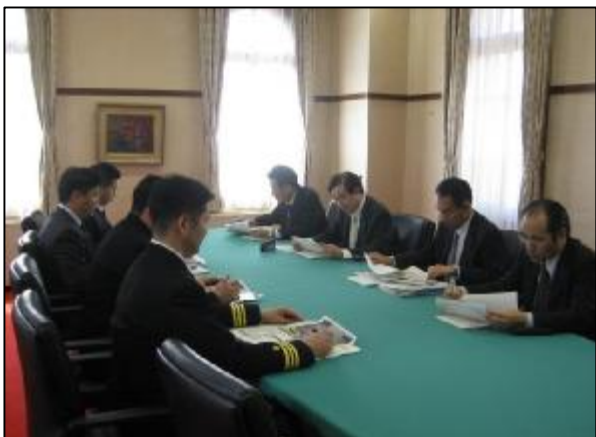


4 相互協力内容



5 定期的な会議及び訓練

- 災害時に備え、平素から『顔の見える関係』の構築
平素から各種災害対応に関する課題を共有し、災害発生時の相互協力が円滑に行えるよう、
会議及び訓練を定期的の実施



定期的な会議



輸送手段の確保1



電力復旧車両



輸送手段の確保2